

## 第8節 金融活動作業部会（FATF）

### I 沿革

金融活動作業部会（FATF : Financial Action Task Force）は、マネロン等対策における国際協調を推進するため、1989年のアルシュ・サミット経済宣言を受けて設立された政府間会合であり、事務局はパリのOECD内に置かれている。2001年の米国同時多発テロ事件以降はテロ資金供与対策、2012年以降は拡散金融対応にも取り組んでいる。

FATFのメンバーはOECD加盟国を中心に2024年6月現在、38か国・2地域機関である（ロシアに対しては2023年2月より加盟停止中）。

FATFの主な役割は、以下のとおりである。

- ① マネロン等対策に関する国際基準（FATF 勧告）の策定及び見直し
- ② FATF メンバー間におけるFATF 勧告の遵守状況の監視及び相互審査
- ③ 国際的なマネロン等対策の拡大・向上
- ④ FATF 非メンバー国・地域におけるFATF 勧告遵守の慫慂
- ⑤ マネロン等の手口及び傾向に関する研究

FATF 全体会合は通常年3回（2月、6月、10月）開催され、FATF 勧告遵守に関する相互審査、今後の政策方針策定等の重要事項の審議及び採択等が行われている。また、全体会合の下には以下の部会が設置されている（括弧内は、我が国の担当省庁。我が国のHead of Delegationは財務省が務める）。なお、2022年6月以降、金融庁羽瀨国際資金洗浄対策室長がPDG 共同議長を務めている（現在2期目。任期は2026年6月まで）。金融庁のFATFの常設作業部会共同議長への就任は、FATF 創設以来、初である。

- ① PDG (Policy Development Group) : 政策立案（主に金融庁、財務省）
- ② ECG (Evaluation and Compliance Group) : 相互審査（主に財務省）
- ③ ICRG (International Cooperation and Review Group) : 高リスク国・非協力国への対応（主に外務省）
- ④ RTMG (Risk, Trends and Methods Group) : マネロン等に関するリスク・傾向・手法の分析（主に警察庁）
- ⑤ GNCG (Global Network Coordination Group) : FATF 型地域体（FSRBs）・国際機関との連携（主に財務省）

FATF は、各メンバー国・地域に対して、メンバー国・地域により構成される審査団を派遣し、勧告の遵守状況について相互審査を行っている。国際基準であるFATF 勧告は、①マネロン等対策の基本的枠組みである「40の勧告」及び②テロリズムとテロ資金供与対策の基本的枠組みである「9の特別勧告」により構成されてきた（旧勧告）。その後、大量破壊兵器の拡散、公務員による贈収賄や財産の横領等の腐敗等の脅威にも的確に対処することなどを目的として、第4次相互審査に向けて両勧告の改定、統合、整理が行われ、新「40の勧告」が2012年2月のFATF 全体会合にお

いて採択・公表された。

当該新「40の勧告」に基づき、2014年より、メンバー国・地域に対する第4次相互審査が順次実施された。第3次相互審査と異なり、第4次相互審査においては、新「40の勧告」で求められている法令等整備に係る形式基準の遵守（TC: Technical Compliance）に加え、法令等の枠組みに則ったマネロン等対策に関する11項目の有効性（Effectiveness）についても審査された。

2021年8月に公表された、第4次対日審査では、前回審査以降の取組を踏まえ、日本のマネロン等対策の成果が上がっていると認められつつも、日本の対策を一層向上させるため、金融機関等に対する監督の強化等に<sup>(※)</sup>優先的に取り組むべきとされている。第4次対日相互審査報告書の公表を契機として、2021年8月以降、政府は今後3年間の行動計画をまとめた「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策に関する行動計画」を策定・公表している（2024年6月17日には「2024-2026年度」版を公表）。さらに、2022年5月、「マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の推進に関する基本方針」を決定・公表し、我が国を取り巻くリスク情勢と我が国のマネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の方向性を確認することで、一層の関係省庁間の連携強化を図り、マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の効果を高めていくことを目指している。

(※) 具体的には、①マネロン・テロ資金供与・拡散金融対策の監督強化、②金融機関等のリスク理解向上とリスク評価の実施、金融機関等による継続的顧客管理の完全実施、④取引モニタリングの共同システムの実用化の4項目に優先的に取り組む。

次回の第5次相互審査では、フォローアップのプロセスが厳格化されており、全11個ある有効性評価の審査項目のうち、「通常フォローアップ国」入りに必要な「4段階評価の上2つの評価」の数が、第4次審査での「5個以上」から「6個以上」に増加している。また、相互審査報告書に加え、4段階評価のうち下から2つの評価となっている法令等遵守状況（TC）及び有効性評価（IO）の項目に対して、各2～3個程度のKRA（Key Recommended Actions）を達成期限付きで設定する「KRAロードマップ」を作成することとされている。このロードマップのもとで、通常フォローアップ国は、3年後に自己評価を行う一方、重点フォローアップ国は、3年後に進捗報告書を作成し、未達項目がある場合は、ハイレベルミッションの派遣や、国名公表、メンバーシップの停止・除名といった追加措置が段階的に発動されることになっている。

評価手法については、第4次審査から導入した有効性の審査に焦点を置いており、全11項目の評価項目を維持し、被審査国のリスクや第4次審査を踏まえて、重点審査分野を絞り込むこととしている。他方、法令等整備に係る形式基準の遵守（TC）の審査については、全40項目中、改訂された勧告、及び、被審査国の法制度に変更があった勧告のみの実施に簡素化し、それ以外の項目は第4次審査及びそのフォローアップでの評価を持ち越す。日本は、引き続き、第4次対日審査に関するフォローアップ及び第5次対日審査に向けた準備作業を進めていく。

## II 主な議論

### 1. 概論

金融活動作業部会（FATF：Financial Action Task Force）では、2022年4月の大臣声明<sup>1</sup>や2023年5月に日本が議長国を務めたG7財務大臣・中央総裁会議の声明に沿って、FATFのグローバルネットワークの強化、FATF相互審査の実施及び暗号資産への対応を含む金融のデジタル化への対応といった優先事項に取り組んできたところ。

本年4月には、今後2年間（2024年～2026年）の新たなFATFの優先事項を記載した大臣宣言を採択・公表し、①より焦点を絞ったリスクベースによる第5次相互審査の実施、②FATF Global Networkの有効性・結束強化（FATF型地域体支援）、③FATF基準の効果的な実施支援（実質的支配者の透明性向上、財産回復、テロ資金供与対応、拡散金融対応、NPO・金融包摂）、④金融分野の発展に対するモニタリング及びその対応（暗号資産、クロスボーダーの送金透明性向上、CBDC、データ保護規制との調和）、に注力している。

こうしたなか、金融庁では、PDGの共同議長として、実質的支配者の透明性向上、犯罪収益の効果的な回復、クロスボーダーの送金透明性向上などに関するFATF基準の改定や、暗号資産への対応などの優先事項を含めて、FATFにおける政策立案の議論に積極的に貢献している。

### 2. クロスボーダー送金にかかる課題への対応と勧告16改訂に係る取組

クロスボーダー送金については、新たな技術、プレイヤー、ビジネスモデルやISO20022等の規格の標準化の動向を踏まえ、FATFとしてクロスボーダー送金の透明性向上（AML/CFT/CPF対応の確保）を狙って、FATF基準（勧告16）の改訂を検討している。FATFでは、G20・FSBなどを中心に検討する取組み（クロスボーダー送金の透明性等を確保しつつ、コスト削減、スピード向上と金融包摂の実現を目標とする）と整合性を取りながら、決済市場が大きく変化する中でも、「同一ビジネス、同一リスク、同一ルール」の原則に沿ってFATF基準の技術中立性を維持しながら、関連規制の潜脱を防ぎ、犯罪者やテロリストによる悪用を阻止すること等を目的として改訂作業を進めている。

また、FATFでは2024年2月から5月までに勧告16案の市中協議を行っており、FATFでは民間事業者と対話等を行いながら、勧告16の改訂最終化に取り組んでいる。

金融庁は、本件を始めFATF基準の改訂を担当するPDGの共同議長国として、FATFにおける議論の取り纏めやグローバルなステークホルダーとの対話に貢献

---

<sup>1</sup>・2022年FATF大臣声明（4月21日）

<https://www.fatf-gafi.org/media/fatf/documents/FATF-Ministerial-Declaration-April-2022.pdf>

・2024年FATF大臣声明（4月18日）

<https://www.fatf-gafi.org/en/the-fatf/ministerial-declarations.html>

している。また、金融庁では、AML/CFT 及びクロスボーダー送金のコストやスピードなど他の政策目的との両立や民間金融機関への意図しない悪影響の防止といった観点から、国内の業界団体等と緊密な意見交換を行っている。

### 3. 暗号資産に関する議論

2019年6月、暗号資産に関する FATF 基準の採択を受け、PDG 傘下に暗号資産コンタクト・グループが設立されている。同グループは、設立以降、業界との対話及び基準遵守に向けた官民の取組のモニタリング等を行っており、設立以降、当庁が共同議長職を務めている。

本年3月には、暗号資産に関する基準（勧告15）実施促進の観点から、FATF 加盟国及び暗号資産関連サービスの活動が著しく重要なその他の法域を対象に、各法域における暗号資産に関する FATF 基準の実施状況を整理した一覧表を公表した（今後、年次で更新予定）。また、6月には、暗号資産に関する FATF 基準の実施状況等に関する報告書を取りまとめた（2020年以來年次で公表）。

引き続き、金融庁では、G7 や G20 の期待も踏まえ、トラベルルールを始めとする暗号資産に関する FATF 基準の早期実施や、Defi や P2P 取引などを含めた暗号資産市場に関するリスクへの対応の検討等に関する FATF での取組に貢献していく。